

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



老朽美浜原発3号機

運転差止め仮処分 第1回審尋の報告

福井地裁での仮処分

当会事務局次長 南康人さん

本年1月に福井地裁に新たに申し立てた美浜3号機の運転差止め仮処分の第1回審尋が、さる4月19日(水)午後3時より開かれました。申立人と弁護士以外は中に入れませんので、以下、法廷内のやり取りを報告させていただきます。

関電側の席には弁護士含めて20名以上がずらっと顔を並べていました。こちらの申立書に対して、4月12日付で答弁書を提出しているとのこと。



入廷前の行進の様子

最初に4月に金沢から転任してきたばかりの加藤裁判長から、申立人の方に論点の確認がありました。裁判長が「このように理解しているが、それでよろしいか」と言って、確認を求めた論点は、地震に関しては大きくまとめれば次の4点になります。

- ① 老朽美浜3号機は基準地震動以下の揺れでも危険である。
- ② 基準地震動(993ガル)も実際に日本で発生した過去の地震と比べると低すぎる。
- ③ 基準地震動の策定においてバラツキ問題が考慮されていない。
- ④ 敷地に震源断層が極めて近い場合に求められる特別な考慮がなされていない。

これに加えて、実効性のある避難計画が策定されていない、という避難の問題があるので、大きくは地震と避難の2つ、地震に関しては4つの論点で争う、という理解で良いのか、という確認でした。申立人・弁護士の方からは「それで結構です」と

お答えしました。少なくとも裁判長としては、以上の論点を頭に入れながら今後の審尋を進めていく、ということになります。

ところが4月12日付で関電側が提出した答弁書が、以上の論点については反論をしていない、ということに言及して、裁判長から関電側弁護団に対して、「今後、個別の論点について反論は行うのか？」という質問がありました。弁護団によると関電の答弁書の内容は、原発の必要性、主張立証責任、新規制基準、安全対策の諸点について、単に一般論を述べただけのものとのことです。

関電の弁護士は裁判長からの質問にはあまり明瞭な答えを返さず、「次回は基準地震動の策定方法について述べる」と言い、「その他の個別争点に関しては可能な限り触れていきたい」と述べただけでした。

私の受けた印象ですが、次回は地震に関する4つの争点に明白に反論するのではなくて、基準地震動策定の技術的方法とその合理性について、一般論を述べて終わりにするつもりではないか、と感じました。実際、この4つの論点に具体的に反論しようとしても無理なので、関電側としてはそうするしかない、ということでしょう。

裁判長からは今後の期日についてはかなりはっきりとした見通しが述べられました。まず、来年(2024年)3月までに決定を出す、と明言し、それから逆算して11月までには審理を終えたい、とのこと。すでに次回期日(7月3日15:00~)と次々回期日(9月22日15:00~)が決められました。年末までに今回を含めて4回の審尋を開き、来年3月に決定交付という流れになりそうです。

「福井から原発を止める裁判の会」としても、福井地裁で申し立てたこの仮処分については全力で取り組んでいく所存です。

岸田政権の「原発回帰」路線が鮮明となってきた中、危険な老朽原発の再稼働をこのまま許すわけにはいきません。美浜3号機に続いて、次々と老朽原発が動き続けるような恐ろしい未来の到来を阻

止するために、本仮処分のたたかいへの皆さまの引き続いてのご支援、ご協力を心からお願いいたします。

*本誌16頁の中日新聞記事もご一読ください。

2023年定期総会の報告

「本会」の第10回定期総会を4月15日(土)午後1時より、福井市内の嶋田ビル2Fでの会場及びZoom参加のハイブリッド形式で開催しました。活動報告から事務局体制、さらに特別提案として「福井の老朽原発訴訟の会」に対する支援についての6議案について参加の皆様から承認をいただきましたので、ここに報告させていただきます。議案詳細については、すでに総会資料一式を送付済みですので、省略させていただきます。

また今回の総会では、記念講演として、福井県原子力安全専門委員会の委員として10年以上にわたり原子力発電所の安全性、そして安全専門委員会の独立性について疑問を投げかけてきた田島俊彦先生(福井県立大学名誉教授)から、「委員を辞めて思うこと」という演題でお話をいただきました。以下はその報告です。

◆記念講演◆

委員を辞めて思うこと

福井県立大学名誉教授 田島俊彦さん

*本稿は、田島先生のご講演をベースにして、事前配布されたレジュメ等も参考にして、編集子が再構成したものです。文責は編集子にあります。紙面の関係で質疑応答はカットさせていただいています。

■ 専門は素粒子論です

最初に、私の経歴を話します。私は京都大学の博士課程を出た後に基礎物理学研究所に2年間勤務し、その後に富山県の工業高等専門学校の物理の

先生になりました。なにせオーバードクターばかりの時代で職が無くて、同じ国立だからということでした。そこから2003年に福井県立大学の学術教養に移りました。私の専門は理論物理学です。素粒子論と言ったほうがいいかもしれません。

■ 授業ではレスターブラウンをとり上げる

今日は、足掛け12年くらい福井県原子力安全専門委員会の委員を務めたわけですが、この委員会であった出来事をいろいろ話してみたいと思います。論点は2つ、①委員会というのは独立性が全然ないものだということ、②果たして原子力発電が安全かどうかを判断できる専門家というのは本当にいるのかということについて、話したいと思います。

福井県の専門委員になる前の話ですが、2003年に福井県立大学に移ってからは学術教養ゼミという新入生を対象にする授業をしました。実際には、内容は何をやっても良いということだったので、私はその当時有名だったレスターブラウン(編注)の新聞記事を読ませました。英語の記事でしたが、教えるというか学生と議論していたわけです。また、私はNHKスペシャルが好きだったので、それも学生に見せました。この時期の番組には世界の人口問題などがありました。特に2006年放送の「気候大変動」はすごい番組でした。今の温暖化現象をシミュレーションで予言する見事なものでした。

*編注:Lester Russell Brown (1934年-)。アメリカ合衆国の思想家、環境活動家。グローバルな環境問題について発言を続けている。20冊以上の著作があり、それらは40以上の言語に翻訳されている。非営利団体ワールドウォッチ研究所を設立、また、同様の環境団体アースポリシー研究所の設立者でもあり、その所長も務めている。

■ 専門委員に就任

2007年に福井県から原子力安全専門委員の依頼を受けました。そのとき来た職員に、私は「原子力工学は専門でないが良いのか」と質問したら、

「一般市民の(代表というよりも)一人として何でも話して下さって結構です」と言われたんです。それで、引き受けることにしたんですが、それから、原子力関係、発電関係の本、一般書と専門書を買って勉強したわけです。私の専門は素粒子論ですから、原子力発電の理論を少し理解することは困難ではないんです。だから、にわか勉強をしました。そして、2008年4月に専門委員に就任しました。

2009年にNHKスペシャルで「Nuclear Alert」シリーズ4番組(フランス制作)がありました。それも2010年に教養ゼミの教材にして、学生に原理を説明したりビデオを見せたりしました。一番印象に残ってるのが、スペインで原子力発電への反対が起きた時に、スペインの原子力の専門家が「原子力発電は人間が完全にコントロールできるものではない」と言ったことです。その時はチェルノブイリ原発事故の後だったので、「原発事故が一旦起きれば膨大な被害を起こすので、完全なコントロールができるのか」と強い関心を持っていました。

■ 福島原発事故！

2011年3月11日に福島原発事故が起きました。さっきのNHKスペシャル「Nuclear Alert」の中で実験や想定動画で語られていた炉心溶融、水素爆発、水蒸気爆発…が現実的に日本で起きたわけです。海外の友人から「おまえ逃げないのか？」と心配のメールが来ました。

その数日後、東山運動公園のプールに泳ぎに行っただけだと、私が委員と気付いた高齢者から呼び止められて「福井の原発は地震に大丈夫ですか？」と質問されました。私は「日本海側は大きな地震がないから大丈夫ですよ」と答えたんです。これはもう全然だめですね。大変なミスだったと反省しています。

専門委員会の中で、安全調査特別委員会の委員になり福井の原発を見て回ったんです。私は「この原発は安全ですなんて言えるわけない」と感じていたので無言でした。私が唯一言えたのは「原子炉に

直接水を注入できるように(配管など)確保できているか」と聞きました。そうしたら、確保できているか調べていないところもあったんです。その後、各原発ではすぐに確認作業が行われました。

この頃のある委員会で「私は専門家でないが…」と前置きして質問の発言をしたことがありました。その会議が終わって、県の職員から「『専門家でない』と発言しないで下さい」と言われました。たぶん、県は「委員会に出てる人がみんな原子力の専門家なんだ」と思わせたかったのです。私には自分が専門家だという認識が全然無かった。

■ 委員の仕事はアリバイ作り!?

2012年9月、新しく「高い独立性を有する」原子力規制委員会が発足し、すぐに(福島原発事故の検証が終わっていない13年6月)新規制基準が制定されました。そして福井では、2012年大飯原発再稼働前のころ、福井県原子力安全専門委員会の委員5名が原発業界から寄付を受けていたことが明らかになりました。委員会の「開催要項」には「独立的専門的立場から専門的な評価・検討を行い助言するため」とあります。明らかに委員会の独立性が成り立っていないという問題でした。当時はマスコミに大きく取り上げられました。それを、委員長か県知事が言ったのか覚えていませんが、「問題がない」と言って放置したわけです。私も委員になりたてでしたから、あえて問題にできなかった。

このころ大学の食堂で4~5名の教官と食事をしていたときに、「安全専門委員会は県が安全性を検査していることを県民に示すためのアリバイ工作、御用委員会をしているにすぎないのじゃないか」と言われました。これは、今日の私の話が最後までいったら、その通りだということが分かります。「あの時に言った人は、言い得ていて正しいなあ」とつくづく思います。

■ 工学的安全だけでよいのか

2013年(6月11日など)に大飯原発3,4号の

再稼働に関する委員会がありました。世間では「原発が全部止まって電力不足」と言われていました。政府がいくつかの原発を動かそうと焦っていた時期です。それで大飯原発3,4号が、なぜか非常にすばやく原子力規制委員会の再稼働審査に合格してしまうんです。

大飯原発3,4号の再稼働に関して何回か専門委員の会議がありました。その最後のほうで、私を含めて3名ほどの委員から、「破碎帯の評価が十分にできてない、耐震対策が不十分、高濃度汚染水対策が出来てない、原発防災計画が出来てない、避難訓練が全く不十分」等々の問題が出されました。私は最後に「東電というのはいろんな問題を無視して事故を起こした。だから、福島原発事故の教訓を生かして、あらゆる見地や見解、知見を無視しないで議論してほしい」と反対意見を言いました。すると驚いたことに、委員長は「避難訓練などは防災対策だが、委員会の審議事項ではない。工学的な安全は確認できた」と決めつける答えでした。これは私の認識とぜんぜん違う。「安全専門委員会は安全に関することを全部議論する」と思っていましたから。私は「では、なぜこの委員会に医学者や生物学者などの工学系以外の先生がいるのか」と質問したんですけど、全く回答は無かったです。ここまで言うのは私しかいなかったんです。黙っていれば通っていくんです。「赤信号みんなで渡れば怖くない」となっちゃうのですね。政府見解を追認するかのように再稼働に流れていっちゃったということです。

この会議が終わった後にマスコミから「政府日程に合わせて委員会の開催をしたんじゃないか」と、委員会の独立性が問われたんです。そうしたら、委員長は「なかなか難しい質問だと思う」とだけ言いました。これらのことは、この日か次の日に、NHK9時のニュースと全国紙の1面で取り上げられました。その後、私の家には全国から手紙が届きダンボール1箱ぐらいになりました。びっくりしたんですけど、それは再稼働に反対する方々から送られてきたものでした。

■ 規制庁自身も独立ではない

最初に言ったように、大飯原発 3, 4 号機の安全対策ができていないのに規制庁は「合格」と言っている。規制庁自身も独立ではない。このことについては、新藤宗幸氏(千葉大学名誉教授)が、2021年3月11日配信の現代ビジネスにおける論稿「原子カムラ」の代理人か・・・日本の原子力行政が今も抱える「3つの問題点」において、原子力規制委員会の独立性は発足当初から「有名無実」であったこと、委員会に地震の専門家がいなかったことなどを指摘しています。また、『原発再稼働 葬られた過酷事故の教訓』(集英社 2022年)の著者であるジャーナリスト日野行介氏は(2022年11月16日 JBpress)、「専門的な知識がある、癒着のない、透明性を保つ運用に徹する規制当局という前提のもとに原子力規制委員会ができました。本来であれば、毎週水曜日の定例会ですべてを議論して、オープンに決めていくという約束になっている。しかし、規制委員会は『委員長レク』という秘密会の場を設けて事前に重要な決定を行い、その事実を隠していました。透明性など担保されていませんでした。しかも、この委員長レクの録音を聴くと、技術的なことを話し合っているのではなく、いかに運転を止めずに穏便に済ますか、自分たちの見落としを取り繕うか、といった話がされていた。」と述べています。

■ 素人は沈黙でよいのか

2014~2015年、福井地裁や大津地裁で大飯原発 3, 4 号機、高浜原発 3, 4 号機再稼働差し止め仮処分が相次いで決定されました。この時の新聞に「差し止め」に反対する有識者コメントが出ていたんです。私は気になりました。「法律に基づいて原子力規制庁が審査したものを司法組織が否定するのは違和感がある。」(東工大 奈良)、「裁判官は科学技術の専門家でない。重要な要素を判断したこと自体、行政への不当な介入に当たる。」(中央大 升田)です。要するに「素人は黙っている。専門

家に任せろ」です。あまりにも酷いコメントでした。「誰が安全性を判断できるのか」、「そういう人は本当にいるのか」とこの時に思いました。原子力規制庁の審査自体が「専門家によるものだ」と言えるのだろうか問題だと思います。

それから、2015年に航空機衝突のテロ対策の話の中で、航空機衝突の確率計算が規制庁から出ているんです。全くひどい計算なんです。あれは専門家だと思えないんです。

■ 社会通念上許容される原発事故!?

その後、仮処分を取り消す決定が出ます。「専門家が決めた新規制基準に適合した安全対策が取られている」とか「絶対的安全性を求めるのは適当でない、現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が社会通念上無視できる程度まで管理されているかどうかで判断すべきだ」と書いてありました。判決文に「社会通念」という言葉がしょっちゅう出てきます。

社会通念とは広辞苑では「社会一般で受け入れられている常識または見解」とあります。これが当たり前だと思うんです。私は、ある時の委員会で「日本は、長崎・広島の実験被爆、ビキニ環礁における原爆実験被爆、福島原発事故を経験しているから、日本での原子力被曝に対する社会通念は、二度と原子力被曝に遭わないこと、(すなわち)絶対安全である」、「したがって原発事故の可能性がゼロではない原子力発電は利用しないということであると思う」と発言したんです。だけど、何も反応は無かったです。

私は、「こんなことを言う専門家がいるのはおかしいかもしれない」と思いながら喋ったんです。一方では、仮処分を取り消した裁判官たちは「社会通念」という言葉を使いながら、「社会通念上で許される原発事故がある」と言ってるわけです。

■ 事前配布資料を差し替え

2015年12月11日に高浜原発 3, 4 号機再稼

働報告書の会議がありました。最終報告書が会議前に家に送られてきました。私は送られてきた文書は目を通します。一番最後の結論に「原子炉の安全対策は向上したと評価できる」と書かれていました。「評価できる」となるのは当たり前です。どっか(専門委や規制委など)から何か言われれば、必ず対策を講じて「安全対策は向上」するんです。例えば最近で言うと、原子炉に張られてる電気の配線の全部に防火用対策をしたんです。それだけでもずいぶん安全対策が進みます。

ところが、当日配られた報告書では「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できていると評価できる」に変わっていたんです。もう「完全に対策はできている」と断言し、「もう再稼働はしていいですよ」と言ってるわけでした。

私は「これおかしいんじゃないか」って言ったんです。他の委員は相変わらず無言でした。この辺りから委員会は無言になってしまって全員賛成と見なされてまとめられてしまう。誰も異議申し立てはせず、承認されたこととなる。

■ 島崎邦彦氏を呼ばず

それから、2015年(12月20日)の大飯3,4号機の再稼働(まとめ)の頃も私1人が反対発言をするだけでした。

そして、2016年(8月31日)、高浜原発3,4号機(高経年化炉)の再稼働がありました。この年に、大飯3,4号機の基準地震動について島崎邦彦氏が「過小評価だ」と問題提起して規制庁に再計算を求めた話がありました。この時、私は「地震に関連する学会のお墨付きを得た科学的な策定方法が作れるかどうかの検討を始めるべきである」と発言しました。要するに「賛成する人、反対する人が別々に意見を言って全然まとまってないところで、数名の地震学者の意見を取り入れて「よしとする」というのはおかしいです。もっと広い範囲で(意見をまとめて)科学的に策定してほしい」という意味です。それに対して、専門委員の中の地震担当、釜江委員が

「学会ではまとまらないんじゃないか」と言いました。

専門家集団でまとめられないような策定方式を原子力発電の地震対策に使っていいのか、間違えたら被害がとてもしばいわけです。前述した「現代ビジネス」(2021年3月11日)によれば、「原子力規制庁には地震の専門家はいない」と書かれています。これによると、規制庁の石渡委員も地質・岩石が専門で地震そのものの専門家ではないようです。

2017年、大飯原発3,4号の基準地震動の話とは直接には関係ないんですけど、ロバート・グレー元東大教授が日本を去るにあたっての発信がありました。「日本政府は地震予知が出来ないことを認めるべきだ・・・」と(5月18日の英国科学誌)「ネイチャー」に書いたのです。この内容を読みますと、「日本の地震研究の歴史は非常に浅い。例えば、本格的に地震動の計算式ができたのは阪神淡路大震災から後だ」と言います。私は専門家じゃないから分からないけれども「歴史が浅い」ということをネイチャーに発表していたんです。

私はこの頃、「(特に基準地震動に関して)一度、島崎邦彦氏、長沢啓行氏をこの委員会にお呼びして、原子力規制委員会の審査の問題点を話していただくべきでないか」と専門委員会で提案したんです。そうしたら、珍しくこの時に委員長は他の委員に意見を聞きました。しかし同意する委員はいなかった。私はその時、「『入倉・三宅式』などを理解している委員はだれもない」とも思った。私も人に話せるほど理解していなかった。

もしもこの時、島崎氏と長沢氏が福井県に来て、こういう問題を提起してくれたならば、それだけで雰囲気はだいぶ変わったと思います。残念ながらそういう動きにはならなかった。

■ テロ対策について発言するも

私はこの頃に、テロ対策、航空機対策を毎回言っていました。2017年の「週刊現代」に「我々は日本

の原発を狙う」という記事が出て、「北朝鮮がミサイル攻撃するんじゃないか。守りはできているのか」とか、福井県の沖から原発を写した写真が週刊誌に大きく出た時です。このようなこともあって、私は2017年11月8日の大飯原発3,4号再稼働報告書を検討する委員会で、「安全性が向上していることは認めるとした上で、①使用済み燃料対策、②テロ対策、③避難計画の実効性について知事が同意判断をする際に意見を述べるべき」と発言しました。他の委員からは、意見が出ませんでした。報告書では結果的に、「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できていると評価できる」とまとめられています。

■ 十分な検査が行われていない

2020年10月、美浜3号、高浜1,2号など高経年化炉問題です。高経年化炉では、原子炉と蒸気発生器がつながる配管がそのまま用いられています。交換するわけじゃないんです。配管溶接部など検査する超音波探傷検査は、相手方の形状において精度が高いものから低いものまで非常にバラバラなんです。要するに精度が悪いんです。関電に「超音波検査をどのようにするのか」と尋ねたら、「関電には資格がある職員は1名いるが民間委託」だそうです。たぶんですが、民間委託で検査した人が情報を持ってきてそれを資格ある人に報告するんでしょう。その次、「検査に規制庁が立ち会うことはあるのか」と聞くと「全部ではないが、立ち会うこともある」と規制庁が答えます。こんな検査しかしてないんです。「溶接部は全部するのか」と聞くと回答はないんですけれども、全部じゃないらしいんです。「これはずいぶんぬるい検査だな」と感じた。

こんなことを質問していても他の委員からは全然意見が出ないのは、私には不思議だったんです。つまり、「本当の専門家」というのは、こういう意見をしないんです。私は市民だからするんです。この時に「私の質問は全然意味がないのかな」と本当にがっかりしました。

原発の稼働を認める専門家はこうした現場のぬるい検査状況を認識してないだろう。例えば規制庁の委員は、全然こんなことは認識してないでしょう。電力会社・原発事業者から上がってきたデータだけを見て、それを規制庁の職員が検査して「大丈夫問題ない」というのが、委員のところに上がっていくわけです。それを見て合格サインを出すんだと思います。だから「本当に検査しているのか」私にはとても疑わしいです。

2021年1月22日の委員会では、大飯3号機加圧器スプレイ配管溶接部のひび割れ問題が協議されました。私は、「原子炉では1次系配管はすべて安全基準Sクラスと言われて、28年前にSクラスであったが、これまでの検査でひび割れが見つからず、今回の定期検査で突然発見された。高経年化原子炉では今回と同じようなひび割れが起きる可能性があるのではないか?」、「民間委託して行われている検査を事業者自身が再検査などをしてチェックしていないのですか?」などの質問をしています。

■ 科学は万能ではないのに

2021年になってこんなニュースが入っていました。飛行機でエンジントラブルが起きて、「エンジンのファンブレードが疲労破損をしていたのではないか」という話があるんです。エンジントラブルでファンブレードがもげちゃった。これはニュースで出ていたんですけど、ファンブレードは定期検査で最も精密に検査される部分です。外から空気を吸い込むファンが故障したらバードストライクと同じで非常に危険なんです。それでも疲労箇所が定期検査で見つかってなかった。

先ほどから40年超の原子炉の話が出ていますけれども、前の委員長は「滅多なことでは40年を超えて原子炉の運転を認められない」と言っていた。だけど、どんどん認められています。今のジェット機のニュースから分かるのは「科学では万能でない。どんなに頑張ったってできないものはできない」と

ということです。原発事故というのは「事故でした」では済まないから、だから「科学では万能でない」と、最初に紹介したスペインの専門家も言っていたことなんです。

40年というのは、食品で言うと「賞味期限40年」です。いつか見た番組で「この40年っていうのは原子炉の設計者がはじき出した数字でないか」と聞いたんです。その時のニュースを取っておけばよかったですけど、今になってみれば記憶が曖昧です。

2021年3月4日の委員会では、高経年化原子炉の問題が協議され、私は「最近分かったことは、超音波探傷検査などは民間業者にまかせ、関電自体が自ら検査する体制にないことが分かりました。しかも、検査結果の間違ひも見つかりました。(中略)大飯3号機加圧器スプレイ配管溶接部のひび割れが発見されたように、原子炉容器、それに繋がる配管、溶接部をいくら丹念に検査しても、眠っている疲労箇所があるのでないでしょうか?」という質問を投げ掛けました。

■ 基準地震動の策定は科学的か

基準地震動の策定について、規制庁からの説明というのが委員会であったんです。ばらつきの問題、入倉・三宅の式など策定の式についてです。この時、私はあらためて聞いたんです。そうしたら、今度の答えはもっとひどいものです。「不確定で入力する数値を保守的に取っている」というのです。要するに、分からないところは数値を大きく採ったら基準地震動とかの値が大きく出る。当たり前なんですけど「分からないから安全なように大きく入れる」と言うんです。だけど、「どのぐらいが安全なのか」何にも根拠を示せない。単に数値を入れるだけなんです。科学になってないんです。私は「不明確なところが多すぎて、私の見方からすると、この策定方式は科学的とは言えない」と言いました。

私の専門は素粒子論だから、逆にそう思うかもしれない。素粒子論は「99.9%正しくないダメだ」

という世界ですから、そういう目から見ると、こんなものがとても科学的だと言えない。と言っても「どこが科学的ですか」と聞いたって、もちろん回答はありません。

「規制庁には地震の専門家がいますか」と聞くと「10人ほどの職員(委員の後ろの席)で作業をしている。中には博士号を取得した者が数名いる」と回答です。規制委員5人の中には地震の専門家はいないんです。

そういうことだから、「何ゆえに科学的に信頼できる基準地震動策定であると言えるのか」ここが問題です。不確定を補う「保守的」な入力方式についても、県の専門委では他の委員から全く意見がない。私は「私の考えがおかしいのかな」とあらためて質問するのも、あるところで止めました。現場がこんな状態だったということです。

■ 専門委員会は安全アピールの場?

2021年4月9日の委員会では、美浜原発3号機の安全評価のまとめがありました。私がある反対意見を言いまして、これに対してある委員から、「危険のないことの証明はできない。安全を求めて努力し続けることは可能で、福島原発事故の経験を踏まえた安全対策はなされている」、だから「再稼働OK」なんだという意見がありました。これは「努力を続けた上で原発事故が起きても止むを得ないんだ」、こういうことを言っているんです。「『社会通念』上の頻度で事故が起きても止むを得ない」という意味です。私は、あまりにもひど過ぎると思います。この時に珍しく再稼働に賛成する委員が1人いました。他の委員は無言でした。

この会議でもう1つあったのは、ある委員が「原子炉は岩盤の上であって、そこでは地震の震度が弱くなる。このことを強く言うべきでないか」と言いました。私は専門家じゃないからよくわかりませんが、「岩盤は比重が重たいから地震動が来ても弱くなる」、感覚的にはそうです。そして、別の委員が「このことを県民に知らせると、原発の地震に対す

る県民の安心感が高まる」という趣旨のことを言ったんです。今まででこういうことを言い出したのはこれが初めてだから、私はこの2人の発言を聞いて、「この委員会はもはや、原発の安全性を点検するよりも、県民に原発が地震に対して安全であるということをアピールするようになってきた」と感じました。

■ 「安全性」を審議しない専門委員会

2020年ぐらいに美浜原発の現地視察の帰りに一緒にワゴン車に乗っていたうちの1人が「私の研究所はここですよ」と言ったのです。美浜原発の出口を出たすぐのところですよ。わかりますか。「原発の近くに研究所があって原発に行こうと思ったらすぐに入って行ける」と言ったんです。この話で驚いたんです。「そんな人が県の専門委員をしているのか。この人は、電力会社から寄付金をもらっていた方です。関電が100%出資する関西電力グループの安全システム研究所の技術システム研究所長をしていたのです。

これは、家に帰って「こんなことがあっていいのか」と思ってインターネットを開いたら、すぐに赤旗の記事が出てきました。安全システム研究所もまだ存在していました。記事を読んでこれは本当に酷いことだと思いました。その後に分かったんですけれど、この人は私が委員を辞める前の年から関西原子力懇談会の会長になっているんです。どういうことをやっている団体か挨拶文があります。「懇談会は本年も原子力や放射能利用に対してより一層のご理解が得られるよう活動を重ねてまいります」と言っている。こういう人が委員をしているんです。これは、県の方は「委員がどういうことをこれまで発言したかによって独立性を判断する」と言っているんです。そう聞いたら、本当にばかばかしくなりました。

この頃に私が感じていた雰囲気というのは、県が中心となって県と事業者と規制庁が三位一体で「原発をいかにスムーズに動かすか、再稼働に持つ

ていくか」という議論の場になっていたんです。だから、傍聴に来られた人は分かったと思いますけれど、難しい専門家の意見が頭の上を飛んで行って、規制庁に直接行ったり、事業者に行ったりするんです。たぶん傍聴者の人は、原発が安全性とか再稼働の審議がどういうふうに進んでいるかというのは全く不明だったろうと思います。

■ 公開の場で異議申し立て

この頃、この委員会の雰囲気にはもう耐えられなくなって、「無意味だな」というふうになりました。年齢も75歳になるし辞めようかなと思いました。辞める人は最後に「お世話になりました。ありがとうございます」というふうに辞めるんですけど、「これだと、そういう挨拶をして辞めるべきではないな」と思っていて、何か話して委員会を辞めようと考えました。

だけど、これを非公開の委員会で話しても単にもみ消されるだけでした。だから、あえて公開の場を選んで最後の意見を言いました。その2021年11月12日の専門委員会は大変なことでした。

2つのことを主張しました。ひとつは「委員会の独立性が全然保たれていない。検討すべきじゃないか」ということ、もうひとつは「原子力発電の理解には広い専門性が必要だが、各委員はそれぞれの専門的立場から助言をすることは出来るが、原子炉の稼働に伴う安全性を検証し、独立的に総合的に運転を了承する判断ができる委員は少ないと思う」と、「いない」と言うちょっと語弊があるから「少ない」と言いました。

その日、ある委員から、すごい意見を言われたんです。私に対して「原子力発電のことを分からない反対派の意見を持ってきてここで言うのは、あなたは科学者として恥ずかしくないですか」と言われました。たぶん、今だけじゃなくて「ずっとそうだ」という意味で言われました。

それから、委員会の後で「こういうことを何で非公開な委員会で話を出さなかったのか」と職員が

怒ってきました。そんなのはどうでもいいんで、どの委員会でも反対意見の委員がいると思うんです。「私が1人その役目をしてきたのではないか。だから、私がアリバイ工作に使われていたのではないか」という気がしています。そして、「規制委員会の審査で合格を得れば、県の安全専門委員会は県民に県はちゃんと審査しているということを示すアリバイ作りをしている」と思います。大学の食堂で会った教官が言っていたことと同じです。

■ 最近の原発再稼働等の動きについて

最近の原発の動きについて時間がないので簡単に言います。最近の状況はひどいですね。政府の意向を受けた経産省の有識者審議会、これは原子力村の人が入っているんですけど、何にも言わずに政府案が通って行くんです。40年を超える60年を超える原子力運転、これも原子力規制委員会の独立性が無いということがはっきりと分かるんです。

それから大事なのは、政府、裁判所、県の安全専門委員会は全て原子力規制庁を科学者集団と見ています。これに合格することが、原子力稼働の拠り所、最終関門になっているんです。5名の委員の中に専門家はいるんですけど、5名にはどっかのアメリカの客員教授とか、いろいろな肩書が付いています。専門が全部違うんです。だから、事務方から上がってきた書類を見て判定してOKを出すんだと思うんですけど、こんな分野の違う人が5名いて、なんぼ「専門家がいる」と言ってもそれぞれ1人じゃないか。こんなので「安全だ」と合格を出すのが最大の問題だと思います。果たして原発の安全性を一人で判断できる専門家がいるんだろうかと思えます。

ひとたび原発事故が起きれば福島のように、取り返しの効かない災害が起きる可能性があり、社会情勢が不安定な世界ではより一層利用してはいけないものである。事故が起きないように努力すれば、事故が起きてても仕方がないと考えることは

私はできないのです。

■ 貯蔵プールにミサイル攻撃があったら

ミサイル攻撃について1つ私が言いたいことがあります。稼働している原発はもちろん危ないですけど、使用済み燃料は厚いコンクリートで守られているわけではありません。貯蔵プールがミサイル攻撃を受けると、福島第一原発事故でも分かったように、水が無くなれば高温になってメルトダウンを起こしていく。しかもチェルノブイリ原発事故クラスの放射能が放出される。これをミサイル攻撃から守る方法はありません。これは実に恐ろしいと思います。

ウクライナでチェルノブイリ原発がロシアの攻撃を受けた時、原子力規制委員会の更田委員長は、原子炉がミサイル攻撃を受けたら修復できない被害となるという発言をしている。私は、2015年ころから安全専門委員会で、航空機衝突、ミサイル攻撃を阻止する対策はできていないと何度か主張してきましたが、「発電所ではなく国の問題」であるということで取り上げられませんでした。

すべての原発に義務付けられているテロ対策特別施設を、高い金を出して設置していますが、こんなものが役に立つはずがありません。今、ウクライナでチェルノブイリとかザボロジェ原発がロシアに占拠されていて、いつでも原発事故が起こせるようになっているわけです。

■ 原発推進の不思議

日本は「頭脳が優秀だ」と誇っていますが、どうして原発事故を起こした当事国が原発を持つとするのか。先ほどの「裁判の会」代表の中嶋哲演さんの話にもありましたが、ドイツは止めようとする。日本は持つようとしている。持つどころかもっとこれから発展させようとしている。どうしてこんなことになるのか。原発の無い国って20か国ぐらいあるんです。ニュージーランド、チリ、イタリアとか。イタリアは偉いです。福島を見て、原発やろうとしていた

けれど止めたんです。日本だったらそのぐらいが当たり前だと思うんだけど、なんで変わってしまったのか。これが「どうしてなんだろう」と、私には最近ますます不思議です。「原発があったほうが豊かだ」というような印象を持ちますけれど、被害に遭う人にとっては問題外です。

■ 川内原発の再稼働でも同じことが

最後にこれだけ言わせてください。川内原発の再稼働の様子を見ると福井県と全く似ています。今度、鹿児島県の川内原発 1,2 号機が再稼働するのに、専門委員会の中に分科会ができて、その最近の「評価」がおもしろいです。「九州電力による特別点検や劣化状況の評価に適正とする評価を示した」そうです。「適正」とはどういうことかって言うと、「自分のところでは判断しない。判断するのはあくまでも原子力規制委員会だ」。だけど「適正」だと書いたんです。福井県の安全専門委員会と全く同じです。この「評価」が知事に出されることになっている。たぶん、専門委員会はゴーサインを出すんだと思います。

まとまりのない話になりましたが、こんなところで終わらせていただきます。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟：2023年5月25日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発 3, 4 号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。

◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

2023年5月22日の第2回口頭弁論で住民側は、「ばらつき」を無視した基準地震動の過小評価などにより耐震安全性が成り立たないこと、そして重大事故時に核燃料を冷却する水と、流入する地下水とが混じって大量に発生する汚染冷却水を拡散させないための対策が不備であることを主張。次回の第3回口頭弁論期日は8月22日となった。また裁判所から、それ以降において裁判所に対して説明会のようなものを実施して欲しいという要望があり、住民側弁護団としては、十分検討して方向性を決めるということになった。

■ 大飯原発 3, 4 号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：2023年3月2日の第36回口頭弁論では、意見陳述として舞鶴市に在住の添田光子さんが、原発事故が起こったときの避難の困難性、ヨウ素剤配布の問題などを具体的に主張。原告弁護団からは、過酷事故発生時の公務員の被ばく労働の問題を扱った第99準備書面を提出、要旨を陳述(第1自治体職員の被ばくを前提にした住民避難計画は法令上実施不可能であること、第2避難計画実施以後のメンタル疾患の恐れ、第3被告らの責任放棄の結果であること)。次回6月1日の第37回口頭弁論では、裁判長が交代した

ことから、これまでの原告の主張の総まとめの弁論を展開予定。

■ 大阪原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所: 大津地裁
- ◇ 裁判の種類: 民事訴訟
- ◇ 被告: 関西電力
- ◇ 提訴日: 2013年12月24日
- ◇ 主な争点: 福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過: 争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎えている。2023年3月9日の第36回口頭弁論期日では、原告側証人として「原子力資料情報室」の共同代表の西尾漢氏が出廷。核燃料サイクルや、高レベル放射性廃棄物の処分場選定など原子力政策を巡る問題点を証言した。西尾氏は核燃料サイクルを巡り、「もんじゅ」の事故後、高速増殖炉に代わって進められているプルサーマルではプルトニウムの再処理は現実的でないこと、MOX燃料の価格が高騰していることなどを指摘し、技術的にも経済的にも成立しないと述べた。また、使用済み核燃料がたまり続ける中、高浜原発では2027年には貯蔵能力の限界を超え、中間貯蔵施設を福井県外に造る計画も延期し続けていると指摘。高レベル放射性廃棄物については、過去に国土が狭く地震が多発することから海洋処分を構想していたものの、国際条約で禁止され、地層への埋設方針に転じた経緯を説明。処分場の調査に20年、建設までは50年かかり、この間に使用済み核燃料がたまり続けるとし、原子力政策全般について「その時に問題になったことだけ解決しようとして全体を見ていない」と批判。また、現時点の見込みでは、4月に裁判長が交代するため、6月の裁判期日では原告被告双方がこれまでの主張を整理して新しい裁判官に説明する更新弁論となる予定。さらに最後

の証人である赤松純平氏は2期日が想定されるため、証人尋問は2024年3月までとなり、その後スムーズにいけば2024年度中には判決が出されるという見通しとなっている。次回口頭弁論期日は、6月15日、9月14日を予定。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所: 名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類: 行政訴訟
- ◇ 被告: 国
- ◇ 提訴日: 2016年4月14日
- ◇ 主な争点: 新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。
- ◇ 経過: 高浜1、2号機と美浜3号機について、別件として審理が進められている。2022年7月8日の口頭弁論期日(高浜1・2号第23回、美浜3号第21回)では、住民側は原子炉圧力容器の中性子照射脆化に関わるPTS(加圧熱衝撃)評価問題について陳述。ここで審査を行う国も当事者である関電も、原子炉圧力容器の中性子照射脆化で問題となるPTS評価に用いる熱伝達率を把握していなかったことが判明! 2023年3月13日の(高浜1・2号第26回、美浜3号第24回)では、老朽化に関連して電気ケーブル問題について陳述。6月9日の口頭弁論期日では、裁判長が日置朋弘裁判長から剣持亮裁判長に交替したため弁論更新が行われる予定。その他、中性子照射脆化、ケーブル問題、地震、火山などの論点を取り上げられる予定。その後の口頭弁論期日は、9月20日、12月8日が予定されている。

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所: 大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類: 仮処分
- ◇ 被告: 関西電力
- ◇ 提訴日: 2021年6月21日

◇ 主な争点: 基準地震動、敷地内破砕帯、避難計画。

◇ 経過: 美浜3号機が再稼働されようとする2日前の2021年6月21日に、福井・大阪・京都の住民9人が申立て。同年10月4日に第1回審尋が行われ、2022年7月4日に第5回審尋が行われて審理は終結。同年12月20日に裁判所は国の審査に不合理な点はないとして差止め却下の決定を出す。住民側は翌2023年1月4日にこの決定を不服として大阪高裁に即時抗告した。第1回の審尋は2023年3月6日、第2回審尋は3月14日(それぞれ非公開)。いずれも審議方法について協議。準備書面1及び2で抗告理由の補充。準備書面1は「震源極近傍敷地問題と繰り返し地震に対する考慮」、準備書面2は「2023年1月の高浜4の自動停止トラブル」について。2023年5月19日の第3回審尋期日では、被告からは抗告理由書に対する答弁書が提出された。熊本地震で起こった繰り返し地震の問題及び震源が敷地極近傍の地震については、きちんと反論ができていない。前者については新規制基準が想定していない事柄であり、原決定は熊本では起きたが、若狭ではそのようなことはないという関西側の主張を採用している。後者については、美浜原発の東側1キロにある白木・丹生断層、西側3キロにあるC断層は極近傍の断層であって、新規制基準で求められている特別な考慮を要するにもかかわらず、それがなされていない。抗告側は野津厚先生の極近傍地震についての意見書を提出。この意見書に基づく追加主張は6月19日までに行う予定。関西電は繰り返し地震について、それから高浜で制御棒が落ちた事故がありましたが、これらについては7月18日までに反論の予定。関西電の答弁書に対する住民側からの再反論は7月末日までにすることとなった。さらに極近傍地震動に対する反論を関西電は9月29日まで行う。次回期日は8月18日、次々回が10月11日となり、当面予定している双方の

主張はこの次々回期日までの終わるということになっている。また裁判長が交代することが分かり、審尋の終結時期並びに決定が出る時期についての見通しは流動的である。

■ 美浜原発3号機

◇ 係属裁判所: 福井地裁

◇ 裁判の種類: 仮処分

◇ 被告: 関西電力

◇ 提訴日: 2023年1月13日

◇ 主な争点: 基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。

◇ 経過: 運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める。主たる争点は基準地震動と避難計画。4月19日に第1回の審尋。弁護団によれば、住民側の申立書に対する関西電力の答弁書の内容については、一般的なことしか書かれておらず、反論になっていないとのこと。関西電は次回期日までに基準地震動についての反論を行う。住民側は震源近傍の活断層についての専門家の意見書を準備中。裁判所は、今年11月中までには主張・立証を終えてほしいと要望。来年3月中には現在の裁判体で決定を出す旨を明言。かなりタイトなスケジュールになりそう。第2回審尋期日は7月3日、次々回は9月22日。審尋の詳細は本紙巻頭の報告を参照。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所: 金沢地裁

◇ 裁判の種類: 民事訴訟

◇ 被告: 北陸電力

◇ 提訴日: 2012年6月26日

◇ 主な争点: 2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1

号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断。

◇ 経過：2023年2月9日の第39回の口頭弁論では、元理科教員の浅村起嘉さんが意見陳述。浅村さんは教員時代から、小松市議会議員をしていた時代、そしていしかわ教育総研事務局長をしている現在までの出来事と原子力や原発、地震との関わりを語った。昨年実施した珠洲市での環境部会フィールドワークを振り返って、「飯田港から能登半島を眺めると海岸段丘が大きく広がり、過去の大きな地殻変動によってこの地形が形成されたことがわかる。志賀原発もこの段丘面上に立地し、地下の断層も大きく見ればその一部」と述べ、「自然は人間の想像力をはるかに超え、自然災害は想定できなかったところに起こり、人間の都合に合わせてくれない」と指摘して、岸田政権による原発政策の大転換を厳しく批判。被告北陸電力は上申書を提出。昨年(2022年)10月13～14日の現地調査を踏まえた原子力規制委員会の審査会合(11月11日および12月23日)について報告。「敷地内断層の活動性評価について結論が出るまで、そんなに時間はかからないのではないかと思料する」と述べ、これを受けて裁判長は「規制委員会の審査が進行しており、裁判所の審理方針を変更する必要はない」と表明。次回の口頭弁論期日は2023年6月1日。原子力規制委員会の判断を受けて、裁判所がどのように対応するか注目！！

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所：富山地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日：2019年6月18日
- ◇ 主な争点：本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義

務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合)は、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過：提訴から4年近くを経過した現在、「回復することができない損害」についての裁判所見解をめぐって熱いバトルが続く。2023年1月11日の第12回口頭弁論では、原告弁護団が提出した「第26準備書面」について、水谷弁護士が要約陳述。この書面は第23準備書面『「回復することができない損害」の意義」を補充する内容で、株主による差止請求権を行使するための要件である「回復することができない損害を生じるおそれ」とは、会社の全資産(北陸電力の場合約1.5兆円)をもってしても償えないような重大事故が発生した場合に限られるとする「裁判所見解」について、多くの学説や立法趣旨からしても、入口で要件を狭めてしまうのはおかしいのではないかと主張したものである。これに対して、その場で裁判長が「回答」した。裁判所によると、株式会社に回復しがたい損害が生じるかどうかはその会社の規模や業績によって判断される。大規模なインフラ整備を行なう会社などは取締役などの資力を基準にすると、ほとんどの場合に要件を満たすことになり、円滑な業務執行を妨げる。だから「会社が破綻するような損害が生じる場合のみ」とし、最終的には判決で判断すべきもの、と述べた。これに対して、岩淵弁護団長らが直ちに反論。仮に、回復しがたい損害を「会社を破綻させるような損害」と解釈したとしても、審査中の原発を維持するだけでも数千億円の大きな損害が生じるのであ

り、それを重大事故が起きる場合に限定する必要はない。また、取締役個人の資産を基準にすべきではないとしても、それと会社の全資産を基準とすることとの間には、論理の飛躍があるのではないかと指摘。裁判所はこの2点を踏まえて「さらに検討する」とした。そして3月20日の第13回口頭弁論で、原告弁護団から「第27準備書面—非常用注水設備の耐震重要度分類が最低ランクであること—」「第28準備書面—使用済核燃料プールの安全性」と「第29準備書面—武力攻撃・テロ対策」の計3本の書面を提出。これに加えて原告としての「立証計画の概要」を提示した。これに対して裁判所は、原告立証計画の「回復することができない損害を生じるおそれ」に関する「専門家・学者の意見書」に着目し、早急に意見書を提出するよう求めた。原告弁護団は急いで準備を行うこととした。会社法360条の「回復できない損害」が「会社の全資産(約1.5兆円)をもってしても償えない(原発事故以外に考えられない)ものだけなのか、それとも「原発再稼働の準備のために費やされる何千億円もの『無駄な』費用」も含まれるのか、本裁判の争点を巡って大きな転換点を迎えている。次回第14回口頭弁論期日は2023年5月31日、次々回第15回は9月11日を予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

- ◇ 係属裁判所:東京地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日:2020年3月9日
- ◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇ 経過:2022年12月20日の第5回口頭弁

論期日では、日本基督教団牧師である秋葉正二さんが意見陳述。秋葉さんは「私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な差別の象徴です。」と述べ、「キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点が市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は運転の停止、ひいては廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。」と結んだ。また原告準備書面15に基づいて、本裁判の争点、主張立証責任、基準地震動が低水準であることと地域特性の関係、観測記録と基準地震動の対比及び被告主張の留意点についてプレゼンが行われた。2023年3月2日に進行協議が行われ、その後に異動で裁判長が交代したこともあって、今後の日程については、6月5日の進行協議で決められる模様。宗教者側としては、次回口頭弁論を8月下旬には実施した旨を要望する予定。

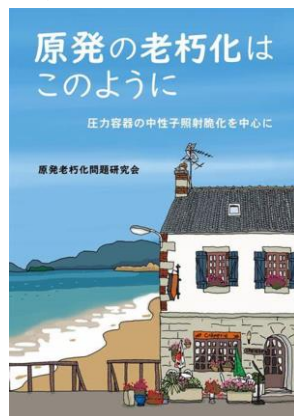
◆ 本の紹介 ◆

「原発の老朽化はこのように」

圧力容器の中性子照射脆化を中心に

著者:原発老朽化問題研究会

本書は、本誌でも紹介している老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟に関連して出版された。その中



心的テーマは、サブタイトルにあるように原子炉圧力容器の中性子照射脆化(ぜいか)である。

本書ではその重要性を次のように説明している。「核分裂反応を制御しなければならない原子力発電所では、原子炉圧

力容器の健全性は最も重要な課題である。中性子線をあびて压力容器の脆化が進むなど、条件によっては、压力容器の破壊という、とりかえしのつかない大事故をうむ可能性が生ずる。それを防ぐために、压力容器の中性子照射脆化の程度を正しく把握しておく必要がある。」

編集子は、2019年1月16日、名古屋地裁の法廷内で、高浜1、2号機廃炉訴訟第10回口頭弁論を傍聴していた。原告側弁護団は原子炉压力容器の中性子照射脆化に関連して炉内に設置されている監視試験片の原データを規制委が受けとっているかどうかを被告代理人に尋ねた。被告国側の代理人は「被告は原データを求めている。したがって受け取ってもいない」と答えた。国は関電の生データのチェックをしていない!…法廷内には驚きの声があつたのをよく覚えている。つまり、この期日で国(規制委員会)は、老朽原発の最大の問題点のひとつである原子炉压力容器の中性子照射脆化を調べるために原子炉内に設置してある監視試験片の生データを自らチェックする必要性がないと考えていることを認めたのである。

これらのことを端緒として、名古屋訴訟の原告・弁護団の尽力により、この裁判の参加人である関電は監視試験片の原データを開示せざるを得なくなる。驚くべきは、そのデータの少なさとサンプリング方法の杜撰さであった。そしてそのことを規制委は、40年を超える運転を認めた時点で明確に把握していなかったのではないかと疑われる。

名古屋訴訟は、原告側による各論点の主張はほぼ終了し、後は被告である国、そして参加人の関電による反論、それに対する原告の再反論、専門家証人の尋問がこの後に続く予定である。いずれにせよ判決が出るのはそう遠い先の話ではないと思われる。その際に司法は、本書に収録されている裁判提出資料である「意見書」についてどういう判断を下すのだろうか。

本書の技術的な部分は決して平易ではない。しかし、「老朽原発」の問題点の核心部分を名古屋訴訟の原告・弁護団と専門家との共同作業によって明らかにした貴重な成果であり、原発の最大限利用がなされようとしている流れ(GX法案)の中でこそ、ぜひ多くの皆さんに手に取っていただきたい1冊である。

▼編集・発行 原子力資料情報室

▼発売 アグネ技術センター

▼A5判・並製 / 224頁

▼定価 1,650円(本体価格 1,500円+税 10%)



2023年4月20日付 中日新聞

美浜3号機運転差し止め仮処分審尋

来年3月までに判断

運転開始から四十年を超えた関西電力美浜原発3号機(美浜町)は危険だとし、県民十人が運転差し止めを求めた仮処分の申し立てに対する第一回審尋が十九日、福井地裁(加藤靖裁判長)で開かれた。福井地裁は十一月までに審尋を終え、来年三月までに判断を下す方針を示した。審尋は裁判長が双方の意

見を聴取するため、非公開で行われる。終了後、原告側代理人の河合弘之弁護士や井戸謙一弁護士らが福井市内で会見を開き、この日の内容を説明した。審尋で原告側は、美浜原発3号機は老朽化している上に、活断層が近くにあり危険で、避難計画も十分でない」と主張。関電側は日本のエネルギー政策の現状を

踏まえた原発の必要性や原発の安全性確保の取り組みなどを訴え、申し立ての取り下げを求めた。

井戸弁護士は「関電の反論は一般論を述べているだけで具体的な争点は述べていない」と関電の対応を批判。関電は本紙の取材に「美浜3号機の安全性が確保されていることを裁判所に理解してもらえよう」と主張・立証に全力を尽くす」とコメントした。